

平成29年11月14日
県民交流課 担当：高橋
外線 076-225-1365
内線 3816

特定非営利活動法人の設立の認証について

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立を認証した。これにより本県の認証団体数は360団体となる。

1 認証年月日

平成29年11月13日

2 認証団体の概要

- ・名 称 特定非営利活動法人 学童会つるぎ
- ・代 表 者 東 聖子
- ・事 務 所 白山市井口町は1番地4
- ・目 的 この法人は、白山市内に在住する学童期の子育て中の親子に対して、子どもの心身の健全な成長を促進する事業を行い、もって子どもの権利の擁護、地域社会の発展に寄与することを目的とする。